

●香川県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年2月16日から同年3月9日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町川原字南岸347番1地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	13.4~29.9	4	平成20年香川県告示第 513号で変更した区域の 一部

- 4 供用開始の期日 平成30年2月16日